

## スペシャル 301 条、USTR がフィリピンの警戒レベルを引き下げ

2006年2月17日  
JETRO NY 澤井、中山

USTRは2月15日付けで、フィリピンのスペシャル 301 条に基づく「優先監視国」(Priority Watch List) 指定を「監視国」(Watch List) に引き下げたことを発表<sup>1</sup>。

2005年のスペシャル 301 条報告書<sup>2</sup>で「優先監視国」と指定された同国については、USTRの定期サイクル外レビュー (Out-of-Cycle Review) を通じてIPR保護の改善状況を再評価することとしていた。

今般の発表によると、上記レビューの結果、光ディスクの海賊版対策や模倣品の取締り強化が評価され、警戒レベルの引き下げに至った模様。ただし、「優先監視国」に逆戻りすることのないよう、今後も引き続き IPR 保護の改善を求めている。

なお、既報のとおり、USTRは1月23日にウクライナの「優先国」(Priority Foreign Country) 指定を「優先監視国」に引き下げる発表をしているところ<sup>3</sup>。

### < 参考 >

2月15日付 USTR プレスリリース

[http://www.ustr.gov/Document\\_Library/Press\\_Releases/2006/February/US\\_Government\\_Praises\\_Philippines\\_for\\_Improved\\_IPR\\_Enforcement.html](http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/February/US_Government_Praises_Philippines_for_Improved_IPR_Enforcement.html)

(了)

---

<sup>1</sup> 1974年米国通商法 182 条に基づき、IPR保護の不十分な国を優先監視し、USTRが外国貿易障壁報告書(NTEレポート)提出後 30 日以内に作成する報告書(スペシャル 301 条レポート)において警戒国及びそのレベルを指定する。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続が進められる。なお、優先国の撤回はいつでも行うことができるが、定期報告において米国議会への説明が必要。

<sup>2</sup> [http://www.ustr.gov/assets/Document\\_Library/Reports\\_Publications/2005/2005\\_Special\\_301/asset\\_upload\\_file195\\_7636.pdf](http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2005/2005_Special_301/asset_upload_file195_7636.pdf)(フィリピンについての記載はp31 参照)

<sup>3</sup> 2006年1月24日付け知財ニュース「スペシャル 301 条、USTR がウクライナの警戒レベルを引き下げ」を参照。